



最高裁秘書第 1721 号

平成 29 年 4 月 14 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成 29 年度（最情） 諮問第 5 号

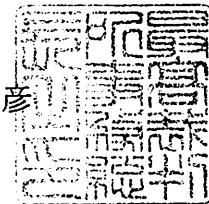
（担当） 秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年4月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸

理由説明書



下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年4月12日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分は、公務員の職務遂行の内容に係るものと思われる点で行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当しないと思われるし、本当に法第5条第5号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうかも不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

J-NEYTポータルの「国会からの資料依頼」に掲載されている記事の一覧が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年3月7日付けでその一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 諒問庁としての最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書中の不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）
は、資料依頼を行った依頼者の氏名等に関する情報である。

イ 依頼者の中には、公務員ではない政党職員等が含まれており、そのような
依頼者の氏名等に関する情報は、それぞれ一体として法第5条第1号前段本
文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる
ものに相当し、いずれの情報についても同号ただし書イからハまでに相当
する事情は認められない。

また、同情報は個人識別部分であって、裁判所の保有する司法行政文書の
開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に定める部分開示の余地はない。

ウ 国会審議の準備のために資料依頼が行われるところ、資料依頼を行った依
頼者に関する情報が開示されれば、その依頼者の未確定の問題意識が公にさ
れることとなり、国会審議における率直な意見の交換が不当に損なわれるお
それがある。また、未確定の問題意識が公になることを懸念して依頼者が依
頼を自粛する等の委縮効果が生じることにより、率直な意見の交換が不当に
損なわれるおそれもある。

以上より、資料依頼を行った依頼者に関する情報は、法第5条第5号に規
定する不開示情報に相当する情報である。

なお、衆議院及び参議院の文書開示に関する各事務取扱規程において、本
件不開示部分に係る情報が記載された文書は「立法調査文書」として開示の
対象外とする旨定められている。

エ 本件対象文書には、公にすると、依頼者との信頼関係を損なうこととなり、
最高裁判所の事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあるものが含まれ、
これは法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

オ 以上より、本件対象文書の一部を不開示とした原判断は、相当である。